# 【 答申の概要 】特定の期間に特定の病院に対して発信した文書の部分開示決定に対する審査請求(諮問第231号)

件 名	特定の期間に特定の病院に対して発信した文書の部分開示決定に対する審査請求	
本件対象公文書	熱海保健所が文書発信人として、または文書発信担当者として、静岡県知事、静岡県、 熱海保健所、同所長のいずれかの名義により、伊東市民病院または、同病院管理者に 対して発信した文書であって、令和元年7月1日から請求日までの間に発信されたも の全て(結核・難病患者等の個人情報を除く)。	
非 開 示 理 由 条例第7条第3号該当		
実 施 機 関	静岡県知事	
諮 問 期 日	令和3年6月4日	
主 な 論 点	1 請求に係る文書のうち、非開示に該当しないにも関わらず開示されていない文書について、しかるべき部署において改めて精査の上、開示されたいという審査請求人の主張に対し、本件開示請求に係る文書の特定は妥当か。 2 文書5について、条例第7条第3号に該当し、開示することにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして非開示としたことは妥当か。	

# 審査会の結論

静岡県知事(以下「実施機関」という。)が、本件対象公文書を特定し、その一部を非開示とした決定は、文書の特定が不十分であり、改めて文書を特定し直し、開示決定等をすべきである。また、文書5について、非開示とした部分の全てを開示すべきである。

## 審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件審査請求について

実施機関は、本件対象公文書を特定し、その一部が条例第7条第2号及び3号に該当するとして 本件処分を行った。

これに対して、審査請求人は、対象公文書の追加の特定及び文書5の非開示部分(以下「本件非開示部分」という。)の開示を求めているところ、実施機関は、本件処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、文書5の見分結果を踏まえ、本件対象公文書の特定の妥当性及び本件非開示部分の非開示情報該当性について検討する。

- (2) 本件対象公文書の特定の妥当性について
  - ア 実施機関による文書探索について

次の事情から、実施機関による対象公文書の探索が十分に行われたかについては、疑義がある。

(ア) 審査請求人の指摘により対象公文書が追加で開示されたこと。

- (4) 上記(ア)以外にも、審査請求人からは対象公文書が存在する可能性について個別の指摘がされていること。
- (ウ) 実施機関の試行的な探索方法により、開示漏れの文書が新たに発見されていること。

これらの事情並びに審査請求人及び実施機関の双方が当審査会による文書探索を求めていることを踏まえ、実施機関以外の第三者による文書探索が必要と判断し、当審査会による探索を行うこととした。

# イ 審査会による文書探索について

## (ア) 文書探索の方法

文書管理システムに登録されている熱海健康福祉センターの書誌情報を全て入手し、請求対象期間内に発信された文書の受信者を確認した。その際、受信者が「伊東市民病院又は同病院管理者」以外であることが明らかなもの以外は、対象公文書である可能性を排除できないため、それらの文書について現物確認を行った。例えば、書誌情報の受信者欄に「別紙のとおり」と入力されていた場合に、現物文書に含まれる「別紙」(送付先一覧表)を見て、その中に「伊東市民病院又は同病院管理者」が含まれているか確認するといった具合である。

#### (イ) 文書探索の結果

上記(ア)による探索の結果、「伊東市民病院又は同病院管理者」に対して発信された文書(結核・難病患者等の特定の個人に関する文書を除く。)が12件確認された。

このうち、文書5件は、発信者が「熱海保健所長」であり、本件開示請求の内容と合致するため、対象公文書と判断した。また、文書7件は、発信者が「熱海健康福祉センター所長」等であり、対象公文書に該当する可能性が高いと考えるが、開示請求書に明示された発信者名義と完全には一致していないため、対象公文書と確定することまではできないと判断した。

なお、当審査会による探索は、限られた時間で行われ、実施機関が保有する文書を網羅的に 確認したものではないため、これらの文書以外にも対象公文書が存在する可能性は否定できな い。

#### (ウ) 判断

上記(イ)のとおり、対象公文書が確認されていることから、実施機関による文書の特定は不十分であったといわざるを得ない。

したがって、実施機関は、当審査会による探索結果を踏まえて改めて文書を特定し直し、開 示決定等をすべきである。

(3) 本件非開示部分の非開示情報該当性について

#### ア 本件非開示部分について

(ア) 文書 5 は、医療法第 25 条第 1 項の規定に基づき、熱海健康福祉センターが令和 2 年 2 月 18 日に実施した伊東市民病院に対する立入検査に係る結果通知文書である。

本件処分では、通知文に当たる部分は全部開示されているものの、具体的な検査結果が記載された別紙1及び改善措置状況を記載するための様式である別紙2は全て非開示とされている。

(4) 当審査会において別紙1及び別紙2を見分したところ、次の事項が記載されていた。

	別紙 1	別紙 2
1		・提出年月日記入欄
		・宛名
		・提出者の住所・氏名記入欄及び押印欄
		・題名
2	• 医療機関名	• 医療機関名
	• 検査実施日	• 検査実施日
3	・指摘・指導に係る結果区分	・指摘・指導に係る結果区分
	・「No」(指摘・指導事項の項番)	・「No」(指摘・指導事項の項番)
	•「部門」	•「部門」
	・「項目」	・「項目」
	•「内容」	・「改善措置状況」
	・指摘・指導事項の件数	・指摘・指導事項の件数

※②、③は、それぞれ共通の表形式で記載されており、③別紙1「内容」以外は、別紙1の 記載内容が別紙2の対応する欄に転記されている。

#### イ 別紙1についての検討

(ア) 実施機関は、別紙1全般について、法人の運営に係る事項が記載されており、病院の内部管理に係る情報であることから、公にすることにより、当該病院の運営に関わる正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号の非開示情報にあたると主張する。

しかし、非開示情報該当性を判断するためには、別紙1に記載された情報について個別具体的に検討する必要がある。

(イ) 別紙1は、立入検査の結果に関する文書であり、その中核となる情報は、「内容」欄に記載された指摘又は指導に関する事項といえる。実施機関が主張する病院の内部管理に係る情報が記載されているとすれば、それは「内容」欄であると考えられる。

条例の解釈及び運用の基準において、条例第7条第3号に該当する場合の例としてあげられている「内部管理情報」とは、法人の経営方針、経理、人事、労務管理等に関する情報であり、当該法人の意思にかかわりなく公にすることにより当該法人の自治に対する不当な干渉となるものとされている。この点について、別紙1の性質及び「内容」欄に記載された内容の面から検討する。

当審査会で別紙1を見分したところ、「内容」欄には当該病院の「内部管理情報」とも評価できる組織体制についての言及があるが、その適切な運用を促す趣旨の記載にとどまり、具体的な対応手順等の記述は含まれていなかった。

医療機関に対して実施した立入検査の結果に係る情報は、医療機関に指摘事項又は指導事項についての改善を促すとともに、医療の提供を受けようとする者にとって医療機関の選択等に係る有益なものであるといえる。こうした利益を踏まえれば、上記のような組織体制に関する一般的な記述について開示したとしても、当該病院又は当該病院を運営する法人の自治に対する不当な干渉となるとは認められない。

(ウ) 上記(イ)で検討した以外に条例第7条第3号の非開示情報に該当する場合として、営業等に関

する情報で、他者に知られることが法人の競争上の地位を害する場合が考えられる。一般に、立 入検査の結果として何らかの記載があり、それが開示されれば、当該病院について法令違反等の 不適切な行為があったのではないかと受け止められ、その結果、患者及び関係者からの信用や信 頼が失われ、当該病院の社会的評価の低下を招く可能性が想定される。本件において、そのよう なおそれがあるかについて検討する。

別紙1の「内容」欄は、医療安全管理に関する運用についての記載であるが、これは、適正な医療を行うにふさわしい病院となるために必要と思われる「指導」事項であり、法令違反を指摘した「指摘」事項ではない。また、指導事項の内容が病院の評価に影響するような重篤なものであったり、指導事項の件数が特段多いという事情は認められず、開示することにより当該病院又は当該病院を運営する法人の社会的評価が低下するような事態は想定し難い。

よって、法人等の競争上の地位を害するおそれがあるとは認められない。

(エ) 「内容」欄が条例第7条第3号の非開示情報に該当せず、その内容が開示されれば、指摘事項又は指導事項の区分及びその件数もおのずと判明するから、指摘・指導に係る結果区分、「No」 (指摘・指導事項の項番)、指摘・指導事項の件数は、いずれも開示することに支障はないこととなる。

また、「部門」及び「項目」欄は、検査項目の分類上の区分であり、当然「内容」欄よりも抽象的な情報である。医療機関名及び検査実施日については、通知文に記載されており、既に開示されている情報である。

したがって、別紙1の全てについて、「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とはいえず、条例第7条第3号には該当しない。

#### ウ 別紙2についての検討

別紙 2 は、立入検査結果に対する改善措置状況報告書の様式であり、別紙 1 に含まれる情報のほか、提出年月日記入欄、宛名、提出者の住所・氏名記入欄及び押印欄並びに題名が記載されている。

別紙1の全てが非開示情報に該当しない以上、別紙1と共通する情報についても当然非開示情報には該当しないこととなる。また、その他の情報については、論じるまでもない。

## 工 判断

本件非開示部分は、これを開示しても法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する おそれがあるとは認められず、条例第7条第3号に規定する非開示情報には該当しない。